

○習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

昭和57年3月31日

条例第9号

改正 平成11年3月18日条例第1号

平成16年10月1日条例第22号

平成17年6月29日条例第20号

平成26年12月22日条例第27号

平成27年12月25日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
習志野市谷津コミュニティセンター	習志野市谷津5丁目16番33号
習志野市東習志野コミュニティセンター	習志野市東習志野3丁目1番20号
習志野市市民プラザ大久保	習志野市大久保4丁目2番11号
習志野市実籾コミュニティホール	習志野市実籾5丁目3番20号

(平26条例27・平27条例30・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第4条 コミュニティセンターの開館時間及び休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間又は休館日を変更することができる。

(1) 習志野市谷津コミュニティセンター、習志野市東習志野コミュニティセンター及び習志野市実籾コミュニティホール

ア 開館時間 午前9時から午後9時まで

イ 休館日

(ア) 月曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 習志野市市民プラザ大久保

ア 開館時間 午前9時から午後9時まで

イ 休館日

(ア) 第2火曜日及び第4火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後におけるその日に最も近い休日でない日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平26条例27・全改、平27条例30・一部改正)

(使用の許可)

第5条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平17条例20・旧第4条繰下、平26条例27・一部改正)

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コミュニティセンターの使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) その他コミュニティセンターの管理運営上支障があるとき。

(平17条例20・旧第5条繰下、平26条例27・一部改正)

(使用料)

第7条 コミュニティセンターの利用者は、習志野市使用料条例（昭和43年条例第13号）の定めるところにより使用料を納入しなければならない。

(平16条例22・全改、平17条例20・旧第6条繰下)

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、コミュニティセンターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を行うこと。
- (2) 使用料を収納すること。
- (3) 地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進のために必要な事業を行うこと。
- (4) 使用の制限若しくは停止又は使用の許可の取消しを行うこと。
- (5) 施設及び設備の安全管理を行うこと。
- (6) その他前各号の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。

3 指定管理者が行う管理の基準は、第4条から前条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第4条中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平17条例20・追加、平26条例27・平27条例30・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17条例20・旧第8条繰下、平26条例27・一部改正)

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定中習志野市東習志野コミュニティセンターに係る部分は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月18日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第8条第1項の規定による指定管理者の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年12月22日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第13号）は、廃止する。

（習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の習志野市市民プラザ大久保の設置及び管理に関する条例の規定によりされている許可、手続その他の行為については、この条例による改正後の習志野市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の相当規定に基づいてされたものとみなす。

（習志野市使用料条例の一部改正）

- 4 習志野市使用料条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成27年12月25日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年規則第12号で平成28年5月8日から施行）

（準備行為）

2 習志野市実籾コミュニティホールに係る指定管理者の指定その他必要な準備行為は、平成29年4月1日前においても行うことができる。

(習志野市使用料条例の一部改正)

3 習志野市使用料条例(昭和43年条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]